

敦賀駅交流施設利用許可申請書

平成 年 月 日

指定管理者 あて

申請者
住 所
団 体 名
氏 名
電話番号

次のとおり申請します。

利 用 目 的	
利 用 時 間	前 前 年 月 日午 時 分から 月 日午 時 分まで 後 後
利用施設・面積	多目的室 ギャラリー _____ ^{m²} ・ ポスター等の掲示 _____ 枚 休憩所 _____ ^{m²}
入場予定人員	男 人・女 人（計 人）
利 用 責 任 者	〒 住所 氏名又は 名 称 TEL

申し込み方法及び注意事項

- 1 受付は、利用される日の前7日までの間に行うことができます。受付時間は、午前4時30分から午後11時30分までとします。間違いを防ぐため、電話、郵便、口頭等での受け付はいたしませんので直接来所してください。
- 2 次の場合は、利用を許可されません。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、付属設備、器具等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 管理上支障があると認められるとき。
 - (4) 食品衛生法等の営業許可等が必要なものにおいて、許可を得ていないとき。
 - (5) その他指定管理者が不適當であると認めるとき。
- 3 利用時間は、準備や後始末に要する時間を含みます。
- 4 利用にあたって特別な設備、器具等を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けてください。
- 5 施設、付属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。
- 6 許可を受けた目的以外に交流施設を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。